

規制改革推進会議ホットライン対策チーム

各ワーキング・グループ等で更に精査・検討を要する提案事項

平成 28 年 11 月 1 日から 11 月 30 日までに所管省庁から回答を得た提案事項について、規制改革推進会議ホットライン対策チームにおいて内容審査を行ったところ、更に精査・検討を要すると認められたものは次のとおり。

医療・介護・保育ワーキング・グループ関連

	区分 (案)	別添の該当 ページ
1. 介護報酬の算定加算	△	1

投資等ワーキング・グループ関連

	区分 (案)	別添の該当 ページ
1. 非常災害時（地震、台風等）における登記情報提供サービスの常時利用について	○	2
2. 揮発油税納税申告および揮発油税特定石油化学製品の移出数量等報告の電子申告化	△	3
3. 法定調書に係るデータの提出における選択肢の拡大	△	5
4. 行政手続きにおける漢字コードの簡素化による官民統一	△	6
5. RFID 用構内無線局（免許）の申請緩和に関して	△	8
6. RFID 用構内無線局の出力制限緩和に関して	△	9
7. 市街化調整区域における給油所出店規制の運用改善	△	10

本会議関連

	区分 (案)	別添の該当 ページ
1. 観光・インバウンドの2次交通確保のため、タクシー営業区域の拡大を認めること	△	11
2. 民泊施設における自動火災報知設備設置義務の緩和	△	12

※「◎」：各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項

「○」：再検討が必要（「◎」に該当するものを除く）と判断し、規制シートの作成対象とする事項

「△」：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

提案内容に対する所管省庁の回答

医療・介護・保育ワーキング・グループ関連

番号：1

受付日：平成 28 年 10 月 31 日

所管省庁への検討要請日：平成 28 年 11 月 7 日

回答取りまとめ日：平成 28 年 11 月 30 日

提案事項	介護報酬の算定加算
具体的内容	<p>通所介護の基本方針には、「通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。」とあることから、利用者の生活機能の維持向上を目的とし、機能訓練指導員について1以上の配置がある事業所については、介護報酬において別途加算をしていただきたい。</p> <p>[具体的な支障事例等]</p> <p>利用者の生活機能の維持向上のため、基準以上に機能訓練指導員を配置することにより、適切なサービスの提供が実現するが、一方人件費の増大により事業所の収益性を引き下げる要因ともなっている。</p> <p>利用者が事業所に対し生活機能の維持改善を求める場合、現行の基準では実現が難しく、しかしながら収益低下を受け入れることも相当に難しい。</p>
提案主体	株式会社元気広場
制度の現状	<p>所管省庁：厚生労働省</p> <p>通所介護の人員配置基準については、指定基準省令において、通所介護事業を行う事業所ごとに配置すべき従業者を定めており、介護職員等のほか、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者として、機能訓練指導員を1以上配置することにしています。</p> <p>通所介護の介護報酬については、機能訓練指導員の人件費を含めた介護サービスに要する平均的な費用の額を勘案した上で定めることとされ、基本的なサービス提供に係る費用に加えて、各事業所のサービス提供体制や利用者の状況等に応じて加算・減算される仕組みとなっていますが、サービス利用者の自立支援を促進する観点から、</p> <p>I 身体機能向上を目的とする機能訓練（常勤専従の機能訓練指導員を配置）</p> <p>II 生活機能向上を目的とした機能訓練（専従の機能訓練指導員を配置）</p> <p>を適切な体制等で実施した場合に、それぞれ個別機能訓練加算（I）（46単位/日）又は個別機能訓練加算（II）（56単位/日）として、介護報酬上評価されます。</p>
該当法令等	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）第92条、第93条
措置の分類	現行制度下で対応可能
措置の概要	<p>ご提案の「利用者の生活機能の維持向上を目的とし、機能訓練指導員について1以上の配置がある事業所については、介護報酬において別途加算」することについては、現状の個別機能訓練加算で対応済みと考えます。</p> <p>なお、介護報酬は、介護保険法上、厚生労働大臣が社会保障審議会（介護給付費分科会）の意見を聴いて定めることとされています。</p>

区分（案）

△

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：1

受付日：平成 28 年 11 月 1 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 11 月 16 日	回答取りまとめ日：平成 28 年 11 月 30 日
----------------------	-------------------------------	----------------------------

提案事項	非常災害時（地震、台風等）における登記情報提供サービスの常時利用について
具体的内容	<p>【具体的内容】</p> <p>非常災害時における電力等のインフラ復旧工事に際しては、迅速な対応が求められる。工事の実施には、工事に必要となる土地の所有者から事前了解の取付が必要であり、土地所有者の調査は登記情報提供サービスの利用が主な手段となる。</p> <p>上記サービスの利用期間は、一般財団法人民事法務協会の登記情報提供契約約款第 8 条に「平日は午前 8 時 30 分から午後 9 時まで、土曜日・日曜日・国民の祝日及び休日・年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）は休止」と定められており、この期間内は土地所有者調査が困難となり、迅速な復旧対応への支障となっている。</p> <p>非常災害時のインフラ復旧の円滑化に資するよう、国主導の見直しにより、少なくとも災害地域において常時利用が可能となるよう対策を講じるべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>（a）規制の現状</p> <p>登記情報提供サービスの利用については、一般財団法人民事法務協会の登記情報提供契約約款第 8 条に平日は午前 8 時 30 分から午後 9 時まで、土曜日・日曜日・国民の祝日及び休日・年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）は休止と定められており、サービス休止期間中は土地所有者の特定が必要であっても調査が実質的に困難となっている。</p> <p>（b）要望理由</p> <p>先般の熊本地震による電力仮復旧に向けた用地交渉を実施する際、上記時間帯に登記情報提供サービスを利用できず、土地所有者の特定に時間を要し、迅速な復旧工事実施の支障となるケースがあり、現状の改善が必要と考える。</p> <p>（c）要望が実現した場合の効果</p> <p>土地所有者調査に必要な登記情報提供サービスの提供時間が見直されることにより、土地所有者の早期特定が可能となり、迅速な復旧対応に寄与する効果が期待できる。</p>
提案主体	（一社）日本経済団体連合会

	所管省庁：法務省
制度の現状	<p>登記情報提供サービスの利用については、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第 3 条の規定により指定を受けた指定法人が、同法第 5 条の規定により定める業務規程第 2 条において、委託を受け付ける時間は午前 8 時 30 分から午後 9 時までの間とし、休業日については(1)土曜日及び日曜日、(2)国民の祝日に関する法律に規定する休日及び(3)1 月 2 日及び 3 日並びに 1 2 月 2 9 日から 3 1 日までの間とされており、登記情報提供契約約款に以下のとおり定められています。</p> <p>（登記情報提供契約約款第 8 条第 3 項）</p> <p>甲（※1）は、次の各号に掲げる日（登記情報提供業務を行う日としてあらかじめ甲の管理するホームページに掲載する日を除きます。）以外の日の午前 8 時 30 分から午後 9 時までの間（当該時間によることができない場合にあつては、あらかじめ甲の管理するホームページに掲載する時間）に甲に到達した乙（※2）の委託について、登記情報提供サービスを提供するものとします。</p> <p>(1) 土曜日及び日曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日</p> <p>(3) 1 月 2 日及び 3 日並びに 1 2 月 2 9 日から 3 1 日までの間</p> <p>※1 指定法人：一般財団法人民事法務協会</p> <p>※2 利用者</p>
該当法令等	電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第 3 条及び第 5 条
措置の分類	対応不可
措置の概要	登記情報提供サービスの利用時間を拡大するには、システムの改修を行う必要があるところ、現状では費用に見合った効果が期待できないため、実現することは困難です。

区分（案）	○
-------	---

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：2

受付日：平成 28 年 11 月 1 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 11 月 16 日	回答取りまとめ日：平成 28 年 11 月 30 日
----------------------	-------------------------------	----------------------------

提案事項	揮発油税納税申告および揮発油税特定石油化学製品の移出数量等報告の電子申告化
具体的内容	<p>【具体的内容】</p> <p>類似記載内容が多く、移出者、移入者間で郵送でのやり取りが発生し、マイナンバーを記入等の後、税務署へ持参し申告している「揮発油税及び地方揮発油税納税申告書」「揮発油税及び地方揮発油税課税標準数量及び税額計算書」および「揮発油税特定石油化学製品の移出数量等報告書」に加えて、これらの書類に添付する①移出通知書（控）、②移出通知書、③移入届出書、④移入証明書を電子化することにより、揮発油税納税申告および揮発油税特定石油化学製品の移出数量等報告の電子申告を可能とすべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>毎月の揮発油税納税申告および揮発油税特定石油化学製品の移出数量等報告（以下揮発油税納税申告等、と呼ぶ）を行うためには、①移出通知書（控）、②移出通知書、③移入届出書、④移入証明書の4枚つづりの添付書類が必要である。</p> <p>これらの書類作成手続き、書類の流れは下記（1）～（6）の通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）移出量を記載した上記①～④の4枚つづりの書類を移出者が発行する。 （2）①は移出者が保存し、②～④の書類を移入者に郵送する。 （3）②は移入者が移入量等を記載し、移入者が保存する。 （4）③は移入者が移入量、マイナンバー等を記入・押印後、税務署長に提出する。 （5）④は移入者が移入量等を記入・押印後、移出者に郵送にて返却する。 （6）④は移出者が揮発油税納税申告書および揮発油税特定石油化学製品の移出数量等報告書の添付書類としている。 <p>揮発油税納税申告等のためには、移出者が上記①～④の書類に記載した数字を揮発油税納税申請書類等に転記し、マイナンバーを記入・押印等で書類作成後、④の書類と共に税務署へ持参する必要がある（同時に申告書の控えも受け取っている）。このため、移出者が同じ数字を複数の書類に記載（転記）する必要があるほか、移出者と移入者の間で郵送で書類のやり取りが必要となる。加えて、税務署に提出するため、移出者は類似内容の書類を整えるとともに、書類を郵送する必要がある。以上の通り、手続きが煩雑なため、準備、確認、郵送作業等により事業者の大きな負担となっている。</p> <p>そこで、揮発油税納税申告および揮発油税特定石油化学製品の移出数量等報告の電子申告を可能とすべきである。</p> <p>要望の実現により、揮発油の移出入および特定石油化学製品移出入に関係する多数の企業での、これら書類への同じ数字の転記やそれに伴う確認作業が不要となり、大幅な事務作業負担軽減となる。また、行政においても確認作業が大幅に減少するため、マイナンバー制度の導入も併せて、徴税漏れ防止や、行政コストの削減等、メリットが大きいと考えられる。</p>
提案主体	（一社）日本経済団体連合会
制度の現状	<p>所管省庁：財務省</p> <p>【揮発油税及び地方揮発油税申告書の提出】</p> <p>揮発油の製造者は、その製造場から移出した揮発油につき、揮発油税を納める義務があり、その製造場ごとに毎月、「揮発油税及び地方揮発油税納税申告書」及び「揮発油税及び地方揮発油税課税標準数量及び税額計算書」（以下併せて「申告書」という。）を、翌月末日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないとされています。</p> <p>【特定石油化学製品の移出入に関する手続】</p> <p>特定石油化学製品を指定用途に供する場所等に移出する者は「特定石油化学製品移出通知書」（以下「移出通知書」という。）、「特定石油化学製品移入証明書」（以下「移入証明書」という。）及び「特定石油化学製品移入届出書」（以下「移入届出書」という。）を作成し、移入者へ送付することとなります。</p> <p>送付を受けた移入者は、各書類に移入事績を記載の上、移入証明書については移出者に交付（返付）し、移入届出書については、移入場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないとされています。</p> <p>移入事績を記載した移入証明書の送付（返付）を受けた移出者は、「揮発油税特定石油化学製品の移出数量等報告書」（以下「移出数量等報告書」という。）に移入証明書を添付し、移出場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないとされています。</p> <p>【電子申告（e-tax）への対応状況】</p> <p>申告書については、現状、電子申告（e-tax）に対応していないことから、所轄税務署へ書面により提出する必要があります。</p> <p>移入届出書、報告書及び移入証明書については、電子申告（e-tax）に既に対応しています。</p>

提案内容に対する所管省庁の回答

該当法令等	揮発油税法第10条、第14条、地方揮発油税法第7条、租税特別措置法第89条の2第6項
措置の分類	事実誤認
措置の概要	<p>ご指摘の移出数量等報告書（添付書類である移入証明書を含む。）及び移入届出書については、現状でも電子申告（e-tax）による提出に対応しております。</p> <p>しかしながら、現状の利用実績は低調であることから、まずは、こうした手続の電子申告（e-tax）が可能であることについて周知を図ってまいります。</p> <p>なお、申告書の電子申告（e-tax）についても、その手続を行う事業者の数や頻度なども踏まえつつ、システム開発や保守のコスト等を考慮する必要があります。</p> <p>（参考1）国税庁HP電子申告利用可能手続一覧について 「http://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki6.htm」</p> <p>（参考2）申告書の提出は、基本的には、石油化学工場等の製造場等が対象 移出数量等報告書や移入届出書は、石油化学製品の蔵置場や使用場も対象となるため、提出件数が多い</p>

区分（案）	△
-------	---

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：3

受付日：平成 28 年 11 月 1 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 11 月 16 日	回答取りまとめ日：平成 28 年 11 月 30 日
----------------------	-------------------------------	----------------------------

提案事項	法定調書に係るデータの提出における選択肢の拡大
具体的内容	<p>【具体的内容】 法定調書に係るデータの所轄税務署への提出方法の選択肢を拡大すべきである。</p> <p>【提案理由】 生命保険関係の支払調書を税務署に提出する場合、現在は書面や光ディスク（CD・DVDなど）の持込・郵送等に対応する必要が生じ、データ提出に係る効率性が損なわれている。そこで、現在の持込や郵送の方法に加えて、事業者が法定調書に係るデータの送受信を直接かつ効率的に行う方法について検討すべきである。 要望の実現により、法定調書に係る安全かつ効率的なデータ提出が可能となる。また、『日本再興戦略 2016』にて、GDP600兆円の実現に向けて取り組むべき課題のひとつとして掲げられている「生産性革命」にも通ずるものとする。</p>
提案主体	(一社) 日本経済団体連合会

	所管省庁：財務省
制度の現状	法定調書を税務署に提出する場合、書面や光ディスク（CD・DVDなど）の持込・郵送のほか、e-Taxにより提出する方法が認められています。
該当法令等	所得税法第228条の4、所得税法施行規則第97条の4、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第5条
措置の分類	事実誤認
措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・生命保険関係の支払調書を含め、全ての法定調書について、書面や光ディスク（CD・DVDなど）の持込・郵送のほか、e-Taxにより提出することができます。 ・e-Taxを利用していただくことで、安全かつ効率的なデータ提出が可能であり、生命保険会社を含む一部の金融機関においても、e-Taxを利用して法定調書を提出していただいております。 ・是非、e-Taxのご利用をご検討ください。

区分（案）	△
-------	---

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：4

受付日：平成 28 年 11 月 1 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 11 月 16 日	回答取りまとめ日：平成 28 年 11 月 30 日
----------------------	-------------------------------	----------------------------

提案事項	行政手続きにおける漢字コードの簡素化による官民統一
具体的内容	<p>【具体的内容】</p> <p>漢字を電子的に扱う場合、民間企業は JIS 第 1 水準と第 2 水準（JISX0208）の範囲で扱うことが多い一方、行政機関は住基統一コードや戸籍統一文字など数万字の漢字をコード化して使っている。電子的な行政手続きにおいて、民間企業に負担にならない範囲の漢字となるよう検討すべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>現在、行政は住基ネット統一文字や戸籍統一文字等、数万字の漢字をコード化して扱っている。一方、民間企業は従業員の氏名を JIS 第 1 水準と第 2 水準の中に当てはめて管理することが多く、その文字数は 6,000 字程度である。</p> <p>税関係事務（年末調整等）や雇用・健康保険関係事務等で民間が行政に資料等を提出する際には住民基本台帳の漢字を使う必要があり、行政との電子的なデータ交換を行うために、民間企業は従業員の氏名等の外字管理を行っており、中には数十億円のコストがかかる等、大きな負担となるケースも存在している。行政機関においては「文字情報基盤（IPA フォント）」の採用に向けた検討が進められているが、民間と行政の情報連携に際して、過度の負担にならない範囲の漢字となるよう検討すべきである。</p> <p>昨年度も同様の要望を提出しており、法務省から「対応不可」との回答を得た。1994 年の戸籍法改正時の審議過程においてコンピュータ化に伴い本人の意思に関わりなく表記を改めるのは問題があるとの指摘があったことは承知するが、現在、インターネットが十分に普及し、電子情報がネットワークを通じて広範囲にやり取りされる中では、再度、その認識を問い直す必要があると考える。また、公的個人認証では JIS 第 1 水準、JIS 第 2 水準、補助漢字のみが扱えることとなっているが、電子行政の要となる公的個人認証の普及に向けて、漢字コードの統一化は必須であると考える。</p> <p>要望の実現により、従業員等の氏名等の電子的な交換がスムーズになり、民間企業におけるコストを削減できる。</p>
提案主体	(一社) 日本経済団体連合会

	所管省庁： 総務省、法務省
制度の現状	<p>【総務省】</p> <p>住民票に記載される氏名とは姓と名を指し、日本国籍を有する者については、戸籍に記載されている氏名を記載し、字体も同一にすることとなります。</p> <p>【法務省】</p> <p>コンピュータ化された戸籍に記録する氏又は名の文字については、正字に加え、漢和辞典に俗字として搭載されている文字も使用が認められています。</p> <p>戸籍統一文字は、戸籍に記録することのできる漢字の範囲に対応する必要があることから、JIS 第 1 水準及び第 2 水準以外の漢字も含まれています。</p>
該当法令等	<p>【総務省】住民基本台帳法第 1 条、第 3 条、第 7 条第 1 号、住民基本台帳事務処理要領昭和 42 年 10 月 4 日付け自治振第 150 号等通知)</p> <p>【法務省】戸籍法 118 条、119 条、戸籍法施行規則附則 2 条（平成 6 年法務省令第 51 号）、平成 6 年 1 月 16 日付け法務省民二 7000 号民事局長通達、平成 16 年 4 月 1 日付け法務省民一 928 号民事局長通達</p>
措置の分類	<p>【総務省】対応不可</p> <p>【法務省】対応不可</p>
措置の概要	<p>【総務省】</p> <p>住民票は住民の居住関係を公証する唯一の公簿であるため、その記載事項である氏名については、身分関係を公証する唯一の公簿である戸籍に基づき、正確に記載する必要があります。このことから、戸籍と同一の文字を使用すべきであり、戸籍統一文字の範囲が縮小されない限り、住民票の記載における文字の使用範囲を縮小することは困難です。</p> <p>【法務省】</p> <p>戸籍をコンピュータシステムによって取り扱うことを可能とした平成 6 年の戸籍法改正の際、紙の戸籍に記載されているいわゆる誤字・俗字を解消するべく法改正に臨みましたが、改正法案の国会提出及び審議の過程において、氏名は社会生活上極めて重要な意味を有し、戸籍に記載されている文字が誤字・俗字であっても、コンピュータ化に伴い本人の意思に関わりなくその表記を改めることは問題があり、既に戸籍に記載されている氏名の文字に対する愛着という国民感情を行政上配慮すべきであるとの指摘がされました。</p>

提案内容に対する所管省庁の回答

	<p>このような指摘を受けて、漢和辞典に俗字として搭載されている文字についても、コンピュータ化した戸籍にそのまま記録することとしています。</p> <p>上記指摘事項については、現時点においても妥当すること及び地名に使用されている誤字も登録する必要があることから、現時点で戸籍統一文字の範囲を縮小することは困難です。</p> <p>なお、戸籍法は、民間企業が行う行政手続において戸籍に記載された文字を使用すべきことを規定するものではありません。</p>
--	--

区分(案)	△
-------	---

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：5

受付日：平成 28 年 11 月 1 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 11 月 16 日	回答取りまとめ日：平成 28 年 11 月 30 日
----------------------	-------------------------------	----------------------------

提案事項	RFID用構内無線局（免許）の申請緩和に関して
具体的内容	<p>【具体的内容】</p> <p>工場の生産現場などでRFIDを活用したシステムを構築する際、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・簡易無線局（空中線電力の上限が0.25Wまで） ・構内無線局（空中線電力の上限は1Wまで） <p>と各々申請を行っているが、「構内」であれば申請を免除してほしい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>まず、欧米のRFID機器は出力が4Wまで許可されているのに、日本国内では1Wに制限されている。（1Wの機器で電波障害が発生するのか？そもそも疑問がある）</p> <p>また、申請をしたのち何らかの調整、例えば電波の相互干渉を調整するような状況になった事が無く申請そのものに何の意味があるか大いに疑問である。</p>
提案主体	(公社)関西経済連合会

	所管省庁：総務省
制度の現状	920MHz帯の電波を使用するRFID（移動体識別）は、空中線電力1W以下の構内無線局（免許又は登録）、空中線電力250mW以下の特定小電力無線局（免許不要局）として規定しています。また、テレメータ用、テレコンとロール用及びデータ伝送用は、空中線電力250mW以下の簡易無線局（免許又は登録）、空中線電力20mW以下又は1mW以下の特定小電力無線局（免許不要局）として規定しています。
該当法令等	電波法第4条、第27条の18、電波法施行規則第6条、第16条、第17条、無線設備規則第49条の9第1号、第49条の14第6号から第8号、第54条第5号
措置の分類	対応不可
措置の概要	<p>RFIDの使用周波数の隣接周波数帯域や同一周波数帯域を使用する他の無線システムとの共用条件に基づき、空中線電力等の無線設備の技術基準を定め、それぞれの無線局の運用について免許や登録制度により電波監理を行っているものであり、特に空中線電力が高出力のものにあつては、無線システム間における運用調整が必要となる場合もあるため、無線局の管理を行うことを必要とするものです。</p> <p>なお、欧米でのRFID機器の出力が4Wまでとされている点については、空中線電力1Wに空中線利得6dBiを加味した等価等方輻射電力として4Wと規定されているものと認識しています。</p> <p>我が国においても、構内無線局であれば空中線電力1W以下、空中線利得6dBi以下としており、等価等方輻射電力としては、同様に4Wでの利用が可能です。</p>

区分（案）	△
-------	---

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：6

受付日：平成 28 年 11 月 1 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 11 月 16 日	回答取りまとめ日：平成 28 年 11 月 30 日
----------------------	-------------------------------	----------------------------

提案事項	RFID 用構内無線局の出力制限緩和に関して
具体的内容	<p>【具体的内容】</p> <p>国内で販売／使用が許可されているパッシブタグ用のリーダライタの空中線電力の上限は 1W である。欧米では上限が 4W とより高出力のリーダライタが販売／使用されている。空中線電力の上限を 4W に緩和してほしい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>電波を通し難い素材、例えば紙には 6～7% の水分が含有されており電波強度が落ちてしまう。欧米の紙パルプ業界では原紙の個別管理に RFID を活用しているが、日本では運用事例が少ない。規制緩和により RFID の活路が広がると考える。</p>
提案主体	(公社)関西経済連合会

	所管省庁： 総務省
制度の現状	920MHz 帯の電波を使用する RFID（移動体識別）は、空中線電力 1W 以下の構内無線局（免許又は登録）として規定しています。
該当法令等	無線設備規則第 49 条の 9 第 1 号、第 49 条の 14 第 6 号
措置の分類	現行制度下で対応可能
措置の概要	<p>欧米での RFID 機器の出力が 4W までとされている点については、空中線電力 1W に空中線利得 6dBi を加味した等価等方輻射電力として 4W と規定されているものと認識しています。</p> <p>我が国においても、構内無線局であれば空中線電力 1W 以下、空中線利得 6dBi 以下としており、等価等方輻射電力としては、同様に 4W での利用が可能です。</p>

区分（案）	△
-------	---

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：7

受付日：平成 28 年 11 月 4 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 11 月 16 日	回答取りまとめ日：平成 28 年 11 月 30 日
----------------------	-------------------------------	----------------------------

提案事項	市街化調整区域における給油所出店規制の運用改善
具体的内容	<p>【具体的内容】</p> <p>都市計画法第 34 条第九号および同法施行令第 29 条の 7（以下、関係法令）に基づく市街化調整区域への給油所の出店に際して、同法の運用を担う地方自治体が、実態に即さない過小な敷地面積上限規制を設定しているために、給油所出店が不可能となる場合がある。</p> <p>開発許可運用指針の改定等により、関係法令の目的に合致しない一律の面積上限規制が行われないよう、地方自治体に対して周知すべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>(a) 規制の現状</p> <p>市街化調整区域における開発行為は、都市計画法第 34 条各号の基準に該当する場合に限定される。給油所（SS）の出店については、同条第九号および同法施行令第 29 条の 7 により、道路の円滑な交通を確保するために適切な位置に設けられる給油所等に該当すると許可者（都道府県知事等）が判断した場合に、開発（出店）が認められる。これら関係法令の運用を担う地方自治体は、一般的に、国の開発許可運用指針等に基づき第 34 条各号の具体的な判断基準を定めている。</p> <p>地方自治体は、市街化調整区域における開発行為について、独自に開発面積の上限規制を設定している場合がある。一部自治体においては、開発上限面積が、最近のセルフサービス SS に一般的に求められる面積に比べて小さく設定されており、実質的に市街化調整区域への SS の出店が認められない事例がある。</p> <p>(b) 要望理由</p> <p>法第 34 条第九号による市街化調整区域への SS の出店は、同法施行令第 29 条の 7 が定める「道路の円滑な交通を確保する」という目的および「適切な位置に設けられる」という基準への適合を前提に、各都市の特性を踏まえ、都市政策の観点から判断されるべきものである。敷地面積上限規制をもって一律に SS の出店可否を判断することは、却って SS の集約やリプレースを妨げるおそれがあり、結果として都市インフラの無秩序な拡散や老朽化を招きかねず、法の趣旨に合致しない。</p> <p>そのため、開発許可運用指針の改定等により、地方自治体の実態に即さない一律の面積上限規制を行わないよう、周知していただきたい。</p> <p>(c) 要望が実現した場合の効果</p> <p>SS の出店が円滑化することにより、法第 34 条第九号及び関係法令の目指す道路の円滑な交通の確保の実現に加え、リプレースや集約化を通じた SS の老朽対策、周辺地域の燃料供給インフラ維持等の効果が期待できる。</p>
提案主体	(一社) 日本経済団体連合会

	所管省庁：国土交通省
制度の現状	<p>市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域であることから、開発許可制度において、許可できる開発行為は都市計画法第 3 4 条各号に規定する立地基準のいずれかに該当するものに限定されています。</p> <p>市街化調整区域内のガソリンスタンドの出店については、道路の円滑な交通を確保するために適切な位置に設けられる給油所等のための開発行為（都市計画法第 3 4 条第九号、同法施行令第 2 9 条の 7）に該当すると開発許可権者（都道府県知事等）において判断されれば、許可されることとなります。</p>
該当法令等	都市計画法第 3 4 条第九号、都市計画法施行令第 2 9 条の 7
措置の分類	現行制度下で対応可能
措置の概要	<p>都市計画法第 3 4 条第九号及び同法施行令第 2 9 条の 7 は、給油所等の施設を適切な位置に配置することにより、道路の円滑な交通を確保することを趣旨としています。</p> <p>市街化調整区域における給油所のための開発行為については、自治体において市街化調整区域の態様や他の沿道サービス施設の立地等を勘案し、適切に判断した上で独自に開発面積の上限規制を設定しているものと考えます。</p>

区分（案）	△
-------	---

提案内容に対する所管省庁の回答

本会議関連

番号：1

受付日：平成 28 年 10 月 7 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 10 月 20 日	回答取りまとめ日：平成 28 年 11 月 30 日
----------------------	-------------------------------	----------------------------

提案事項	観光・インバウンドの2次交通確保のため、タクシー営業区域の拡大を認めること
具体的内容	<p>【内容】 観光・インバウンドを推進する上で、2次交通の確保は重要であり、地方において運行本数の少ないバス等公共交通機関の補完を図るためにタクシーを活用する場合は、営業区域の拡大について、柔軟な対応を図ること。</p> <p>【理由】 タクシーの運行は、国が定める営業区域を単位としており、発地又は着地のいずれかが区域内（平成12年の規制緩和で、従来の市町村単位から複数市町村で構成する交通圏に拡大）でなければならない。一方で、インバウンド等で着地型観光を展開する場合、空港や駅から観光地まで、また、観光地から観光地への周遊を行うにあたり、2次交通の整備が急務となっており、バス等公共交通機関の利用に限られる地方においては、自家用車有償運送やタクシー等の活用を積極的に検討していく必要がある。については、インバウンド・観光の振興に資するため、地域における事業者団体や関係機関の理解が得られる場合はタクシー営業区域外での運送を認めるなど、柔軟な対応が必要などである。</p>
提案主体	徳島県規制改革会議

	所管省庁：国土交通省
制度の現状	一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く。）をしてはいけないこととなっています。
該当法令等	道路運送法第20条
措置の分類	現行制度下で対応可能
措置の概要	<p>一般乗用旅客自動車運送事業は、利用者のその場の依頼に応じ、運転者がその都度的確な経路を自ら選択しなければならないという事業特性があります。公共交通機関として、運転者が、安全かつ円滑に目的地までの確な経路で運送サービスを提供することが担保されるよう、運転者が専ら営業活動を行う範囲を一定程度限定し、運転者が有すべき地理的知識の範囲を確定させる必要があります。</p> <p>また、一般乗用旅客自動車運送事業においては、一旦運転者が営業所を出庫すると営業活動の大半が運転者に任せられることとなるため、輸送の安全を確保する観点から、事業者は運行管理者を通じ、運転者に対して、日常的に、営業活動を行う地域における交通事情、交通規制の状況、事故多発地点等の要注意場所等を周知するなどの必要があり、このような適正な運行管理を行うためには、あらかじめ運行管理者が運行管理を行うべき地理範囲を確定させる必要があります。</p> <p>区域外営業は、上記のような安全かつ円滑な旅客運送を行うための措置を講ずることが困難であることから認められません。</p> <p>なお、徳島県においては、すでに市町村より広い営業区域になっており、十分な措置が図られていることや、クルーズ船来港の際には、各事業者により柔軟に対応が行われているところです。</p> <p>また、突発的な需要への対応に関しては地方運輸局等に相談していただきますようお願いいたします。</p>

区分（案）	△
-------	---

提案内容に対する所管省庁の回答

本会議関連

番号：2

受付日：平成28年11月1日	所管省庁への検討要請日：平成28年11月16日	回答取りまとめ日：平成28年11月30日
----------------	-------------------------	----------------------

提案事項	民泊施設における自動火災報知設備設置義務の緩和
具体的内容	<p>【具体的内容】 民泊施設に設置が義務づけられている「自動火災報知設備」について、警備会社の機械警備システムによる火災警報のオンライン監視で代替できるようにする。</p> <p>【提案理由】 消防法施行令第21条第1項における、民泊施設に対する旅館・ホテルと同様に自動火災報知設備の設置義務付けは、個人を含め、小規模な事業者が多い民泊施設提供者の設置・維持コストの負担が大きい。</p> <p>警備会社の機械警備システムによる火災警報のオンライン監視を導入した場合にも、警備会社の監視センターから消防機関へ確実に通報が可能となり、被害の拡大防止および周辺住民の安全・安心の確保に寄与することから、自動火災報知機と同水準の機能を果たしうる。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：総務省
制度の現状	消防法令では、建物の火災の危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置が求められているところです。
該当法令等	消防法施行令第21条
措置の分類	対応不可
措置の概要	<p>消防法令では、建物の火災の危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置が求められているところですが、民泊を営む場合には、例えば、施設や設備の事情に不案内な不特定多数の人が宿泊することにより不慣れな火気使用設備を用いることによる出火のおそれが高まるなど、戸建住宅や共同住宅と比べて火災危険性が高まることが想定されるため、その危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置を行っていただく必要があると考えています。</p> <p>また、仮に御提案の機械警備システムを用いることにより火災発生時に消防機関へ通報することが可能だとしても、民泊施設の利用者に対し早期に火災発生を知らせる自動火災報知設備と同水準の機能を有しているとは言えないため、自動火災報知設備として取り扱うことは困難と考えます。</p> <p>なお、御提案の当該システムは小規模な戸建住宅や共同住宅を民泊に活用する場合に用いることを想定していると考えられますが、小規模な旅館・ホテル等にあっては、無線方式の自動火災報知設備を用いることにより、簡便な工事で当該施設の利用者に対し早期に火災発生を知らせることができるようになることを申し添えます。</p>

区分(案)	△
-------	---